

サービス付き高齢者向け住宅ライフケアアダージョ大平台 管理規程

1 目的

この規程は、社会福祉法人三幸会（法人名）が設置するサービス付き高齢者向け住宅ライフケアアダージョ大平台（以下「本住宅」という。）の管理、運営並びに利用に関する事項を定めたもので、入居者及び来訪者（以下「入所者等」という。）が快適で心身とも充実、安定した生活を営むことに資するとともに、本住宅の良好な生活環境を確保することを目的とします。

2 遵守義務

（１）本住宅は、入居契約書及びこの規程に従って管理運営を行い、良好な環境の保持に努めるとともに入居者に対する各種サービスを提供します。

（２）入居者等は、この規程を遵守し、良好な環境の保持に努めるものとします。

3 入居対象者

入居対象者は、６０歳以上の方で健康な方及び日常生活で介護の必要な方をいいます。

4 入所定員及び居室数

本住宅の入所定員及び居室数は、次のとおりです。

（１）入所定員 ２５人

（２）居室数 ２５室（２１．０８㎡）

5 職員の職種、配置数及び職務内容

本住宅の職員の職種、配置数及び職務内容は、次のとおりです。なお、職員の配置数については、入居者状況等により変動することがあります。

○管理者 １人 常勤兼務

生活相談員と兼務 事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

○生活相談員 １人 常勤兼務

状況把握サービス及び生活相談サービスを提供する。

○看護職員 １人 併設事業所と常勤兼務（一部）

健康管理サービス（希望者のみ）を提供する。

○生活支援員・用務員

常勤２人

共用設備の衛生保持業務、入居者の安全確保と外出の支援等を行う。

○栄養士 常勤兼務１人 入居者の食事の管理と栄養指導を行う。

6 管理運営業務

本住宅は、次の管理運営業務を行います。

- (1) 敷地及び施設の維持、補修、管理、清掃、消毒及び廃棄処理等に関する業務
- (2) 建物設備についての定期点検、補修並びに取替え等に関する業務
- (3) 入居者に対する各種サービスの提供業務
- (4) 帳簿の作成及び記録の保存業務
- (5) サービスの提供等に係る損害賠償に関する業務
- (6) 防災・防犯に関する業務
- (7) 広報・連絡及び渉外に関する業務
- (8) 職員の管理と研修
- (9) 入居者への業務の報告
- (10) 地域との協力

7 居室及び共用設備等の利用に当たっての留意事項

居室及び共用設備等の利用に当たっての主な留意事項は、次のとおりです。

- (1) 他の入居者等の迷惑となる行為は禁止です。
- (2) 本住宅の建物や設備に損害を与える危険性のある行為は禁止です。
- (3) 建物内は、禁煙です。
- (4) 居室及び共用設備等の使用には十分注意をし、清潔を保つこととします。

8 居室の維持・補修

本住宅は、居室等を定期的に検査し、保全上必要と認めたときは、本住宅が設置したものについては、自ら補修します。入居者等は、本住宅が行う維持、補修に協力するものとします。ただし、入居者等が故意又は過失或いは不当な使用により、居室等を損傷又は汚損したときは、これらの補修に要する費用は入居者等の負担とします。

9 サービスの内容及び費用負担の内訳

(1) 家賃等

内訳(金額等)

敷金(家賃の2か月分) 130,000円

家賃 月額 65,000円

共益費 月額 14,300円(税込)

駐車場 月額 5,000円(税込) 希望者のみ

※1か月に満たない期間の賃料及び共益費等は、1か月を30日として日割り計算した額とします。

コイン式洗濯機・乾燥機 1回 100円希望者のみ

(2) 生活支援サービス（状況把握・生活相談・緊急時対応）

内容（金額等）

月額 22,000円（税込）

【状況把握サービス】

1日に1回以上安否確認を行います。また、緊急時等ナースコールによる対応を行います。

【生活相談サービス】

日常生活における入居者の心配や悩みなどについては職員がいつでも相談に応じます。

【緊急時対応】

各居室にナースコールを設置しています。夜間はスタッフ又は宿直者が応需し、呼出し担当職員が対応します。

※1か月に満たない期間の状況把握・生活相談サービス料金は、1か月を30日として日割り計算した額とします。

(3) その他選択制の生活支援サービス等

内容（金額等）

【食事提供サービス】

1日3食の食事を食堂において提供します。

（朝食7時30分～8時30分、昼食12～13時、夕食18～19時）

日額 1,650円（朝食500円、昼食510円、夕食640円）

【健康管理サービス】

入居者の健康相談、服薬管理、医療機関との連絡を行います。（希望者）

月額 3,300円

【居室清掃サービス】

希望者に対して自費にて室内の清掃を行います。

1回30分1,100円

【居室への配膳・下膳サービス】

体調不良時等において希望者に対して1食につき100円にて配膳・下膳を行います。

【スタッフによる買い物や受診の付き添い及び送迎】

1回15分につき550円

入居者のかかりつけ医師・病院、協力医療機関・歯科医療機関又は専門医への通院介助を行います。

※1か月に満たない期間の生活支援サービス料金（食事提供サービス及び通院介助サービスを除く。）は、1か月を30日として日割り計算した額とします。

【日常生活上の消耗品等について】

共用エリアのトイレトペーパー、ハンドソープ等は当施設で設置しますが、居室内等で使用する生活衛生用品（洗濯洗剤、ティッシュペーパー、トイレトペーパー、シャンプー

一、リンス、ボディソープ、ハンドソープ等については、入居者の自己負担により用意するものとします。

（４）介護サービス

本住宅は、介護保険法に基づく介護サービス（以下「介護サービス」という。）の提供は行いません。介護サービスの提供が必要な場合は、入居者が個々に居宅サービス事業所等と契約し、介護サービスの提供を受けることとなります。

（５）費用の改定

消費者物価及び人件費等を勘案の上、運営懇談会等の意見を聴いて改定します。

（６）支払方法

前項の家賃等及びサービス費用の支払いについては、入居者宛に費用項目の明細を添付の上、当月分を翌月１５日までに請求します。本住宅は、これに基づき原則としてその金額を銀行口座から毎月１８日に自動引き落としします。引落しに係る手数料はご入居者負担とします。

１０ 医療を要する場合の対応

入居者に急な発病・発作等の緊急事態が起きた時は、速やかに主治医又は協力機関に連絡する等の適切な措置を行います。また、入居者等の希望する連絡先に緊急連絡する等の対応を行います。

１１ 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き

本住宅は、入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動の制限は行いません。ただし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、２年間保存します。

１２ 非常災害対策

本住宅は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施します。

- （１）消火、通報及び避難の訓練（年二回）
- （２）消防設備、施設等の点検及び整備
- （３）職員の火気の使用又は取扱いに関する監督
- （４）その他防火管理上必要な業務

1 3 金銭管理

本住宅は、原則、金銭管理は行いません。

1 4 秘密保持等

本住宅は、業務上知り得た入居者等の秘密を保持します。また、本住宅の職員であった者に、業務上知り得た入居者等の秘密を保持させるため、本住宅の職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約に位置付けます。

1 5 運営懇談会

入居者等の意見、要望を管理・運営に反映させ、業務を円滑に行うため、本住宅の職員及び入居者又はその身元引受人からなる「ライフケアアダージョ大平台運営懇談会」(以下「懇談会」という。)を設置します。

懇談会は、原則として、年1回開催するものとし、懇談会の開催通知は、書面連絡及び館内掲示等により行います。

1 6 苦情処理

(1) 入居者等は、本住宅に関して、いつでも苦情を申し立てることができます。

①本住宅受付窓口 担当者 中西 崇仁 【TEL：053-485-5006】

②行政機関その他受付機関

・浜松市高齢者福祉課 【TEL：053-457-2886】

(2) 入居者等からの苦情については、苦情対応マニュアルにより、迅速かつ誠実に対応します。

1 7 入居者の長期外泊及び長期入院への対応

入居者が長期外泊及び長期入院を行う場合には、3ヶ月以内に本住宅での生活を再開できる場合に限り、日割り家賃(1日につき2,166円)を不在日数分お支払い頂くことにより、居室の契約を維持することができます。3ヶ月以上の不在期間が発生する場合には、契約書第11条2項の四に規定している通り入居契約の解除をさせていただきます。

1 8 事故発生時の対応

(1) 本住宅は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

(2) 本住宅は、サービスの提供に伴って、本住宅の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

(3) 本住宅は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。

19 個人情報の保護

(1) 本住宅は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。

(2) 本住宅が得た入居者の個人情報については、本住宅でのサービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて入居者又はその代理人の了解を得るものとします。

20 管理規程の改定

この規程の改定については、運営懇談会等の意見を聴くものとします。

附 則

この規程は、令和2年5月1日から施行します。